

大洲市学校給食センター整備運営事業

募 集 要 項

～子どもたちに笑顔を届ける学校給食センター～

平成22年11月17日

大 洲 市

目 次

1	募集要項の位置付け	1
2	事業の概要	1
3	応募に関する条件等	7
4	事業者の選定	12
4-1	審査及び選定に関する事項	12
4-2	契約に関する事項	13
5	募集及び選定スケジュール	14
5-1	募集及び選定スケジュール	14
5-2	応募手続き等	14
6	提出書類	17
6-1	資格審査の提出書類	17
6-2	提案書審査の提出書類	17
6-3	提出書類作成要領	19
7	その他の事項	20

1 募集要項の位置付け

大洲市学校給食センター整備運営事業 募集要項（以下「募集要項」という。）は、大洲市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき特定事業と選定した「大洲市学校給食センター整備運営事業」を実施するに当たり、応募者を対象に配付する書類である。

また、募集要項に添付する大洲市学校給食センター整備運営事業 募集要項様式集（以下「様式集」という。）、大洲市学校給食センター整備運営事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）、大洲市学校給食センター整備運営事業 事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）、大洲市学校給食センター整備運営事業 基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）及び大洲市学校給食センター整備運営事業 契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。）は、募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）とする。

なお、募集要項等と既に公表済みの「実施方針」及び「実施方針に関する質問回答」に相違がある場合は、募集要項等の規定が優先するものとする。

また、募集要項等に記載がない事項については、「実施方針」、「実施方針に関する質問回答」及び「募集要項等に関する質問回答」によることとする。

2 事業の概要

(1) 事業名称

大洲市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業目的

学校給食においては、平成9年に文部科学省による「学校給食衛生管理の基準」が制定され、原則、これに従った衛生管理が実施されてきた。その後、平成20年の「学校給食法」の改正により、新たな「学校給食衛生管理基準」に従った衛生管理が望ましいと法的に位置付けられたことにより、適切な衛生管理の徹底が求められている。

市では、現在、幼稚園9園、小学校20校、中学校9校に対し、単独調理場1施設（長浜中学校）と共同調理場3施設（大洲・肱川・河辺）から、合計4,391食/日の給食を提供しているが、長浜地域の小学校9校（うち1校休校中）には、完全給食が実施されていないのが現状である。また、共同調理場のうち大洲及び肱川学校給食センターは、施設・設備の老朽化が進んでいるとともに、「学校給食衛生管理基準」に基づくドライ方式の導入や、非汚染作業区域・汚染作業区域の区分によるさらなる衛生管理の向上等の必要性から、新たな学校給食施設の整備が求められている。

これら課題の解消を図りつつ、学校給食法の目的である「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであること」にかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ること」を達成し、安全かつ質の高い給食を

提供するとともに、給食への多様な要望に対応するため、市は、大洲及び肱川学校給食センターを統合し、新しい大洲市学校給食センター（以下「本施設」という。）を、平成24年9月の運営開始に向けて整備する。

しかしながら、市の財政状況は厳しく、従来以上の「より効率的な運営」を図るとともに、民間が有する食品衛生に関するノウハウを活用し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づく事業手法を用いることにより、さらに安全・安心でおいしい学校給食の実現を図ることとした。

(3) PFI導入に際し、市が事業者に対して特に期待すること

本施設等は、安全性及び栄養価において高水準の給食を園児、児童及び生徒(以下「児童等」という。)に均等に提供することが基本的な使命であり、本事業においても、児童等の健全な発育に資する安全・安心でおいしい給食の提供を確実に遂行することが求められている。

さらに、将来の学校給食を取り巻く状況の変化等を踏まえた適切な運営の下、地産地消の推進や、食を通じた多様な教育の実施に貢献できる施設の整備、イニシャル及びランニングを含めたライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）の削減の実現等、教育施設として、また、PFI事業として果たすべき役割を達成していくことが重要な課題である。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、市は事業者に対し、以下を特に期待するものである。

① 安全で衛生的な学校給食の提供

HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）の概念を取り入れ、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）等に基づき、質の高い衛生水準を確保し、安全・安心な学校給食が提供できる衛生管理への対応を図る。

また、給食調理後2時間以内で、可能な限り早く食べることができるよう、安全かつ円滑な配送が行われるとともに、調理完了から給食までの間、食材の安全性や品質が維持されることを期待する。

② 将来の学校給食を取り巻く状況の変化等を踏まえた適切な運営

市では、近年社会情勢の変化や少子化の進展などにより、学校の小規模化が著しく進行しており、給食数の減少など将来の学校給食を取り巻く状況も今後大きく変化することが懸念される。特に、調理業務の内、米飯については、将来の状況を踏まえた適切な運営及び施設の規模等に大きく影響するものと認識しており、これらを踏まえ、市の将来の学校給食の適切な姿を実現することができる施設や運営を期待する。

③ 地産地消の推進

新鮮で安全・安心な地元産食材を積極的に活用し、児童等に地域の誇りや地産地消の大切さを学ぶ機会を提供するとともに、献立作成や食材調達を行う市との連携により、地産地消の推進が図られる提案を期待する。

④ 給食に対する多様なニーズへの対応

発育段階に応じた対応や、アレルギーやアトピーを持つ児童等への対応など、多様なニーズに対応できるシステムを構築することができる施設や運営を期待する。

⑤ 食に関する開かれた教育の場の提供

施設及び工程の見学を通じ、食に関する指導や情報発信を行うことができる場を提供するとともに、望ましい食育環境の整備が図られることを期待する。

⑥ 環境負荷の低減

事業期間を通じ、周辺環境や地球環境への負荷低減を図るとともに、生ゴミの減量化、再資源化及び廃棄物の適正な処理への対応に努めることを期待する。

⑦ 快適な調理環境の実現

学校給食調理員（以下「調理員」という。）の作業負担が軽減され、円滑に作業が行える調理環境を整備するとともに、よりおいしく、より安全に、より効率的に調理できる調理設備の導入を図ることを期待する。

⑧ ライフサイクルコストの低減

民間事業者のノウハウの活用により、建設費の削減はもとより、事業期間全体にわたる省エネルギーや効率的な維持管理・運営の実施によるコストの削減など、事業期間全体のLCCの削減が図られることを期待する。

⑨ 地域経済の活性化や地元企業の育成・活性化への寄与

本事業は市が行う初のPFI事業であり、地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、市内に本店又は主たる営業所を有している企業の積極的な参画や、地域住民の雇用促進に寄与することを期待する。

(4) 事業方式

PFI法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設を設計及び建設し、完工後は市に施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る施設の維持管理業務及び運営等業務を実施する、BTO(Build-Transfer-Operate)方式とする。

(5) 事業期間

事業期間は、事業契約締結日から平成39年3月31日までとし、次のとおりとする。

- ① 設計・建設期間 平成23年7月～平成24年7月（13か月間）
- ② 本施設の所有権移転 平成24年7月
- ③ 開業準備 平成24年8月（1か月間）
- ④ 維持管理・運営期間 平成24年9月～平成39年3月（14年7か月間）

(6) 事業に供される公共施設等の種類等

① 公共施設等の種類

学校給食センター

② 公共施設等の管理者の名称

大洲市長 清水 裕

③ 事業計画地

大洲市富士119、同62

④ 立地条件

- (ア) 都市計画区域：非線引き都市計画区域
- (イ) 用途地域：無指定
- (ウ) 建ぺい率：70%
- (エ) 容積率：200%

- (ウ) 防火地域 : 指定なし
- (カ) 敷地面積 : 約5,000㎡

⑤ 施設規模

1日当たり最大4,300食（食缶方式）が無理なく供給できる施設とする。

⑥ 施設内容

本施設に必要な諸室及び施設・設備等に要求する機能水準については「要求水準書」で示す。

(7) 事業者の業務範囲

本事業は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結し当該特定事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が、本施設の施設設計・建設業務、維持管理業務、運営業務等を行うことを業務の範囲とする。ただし、下記③ 運営業務の内、本施設における「米飯」の実施については、事業者の提案によるものとする。

よって、本施設において「米飯」を実施する場合には、学校給食の適切な運営に必要な施設規模・設備・運営体制等を欠くことなく備えること。

具体的な業務の範囲については、「要求水準書」で詳細に示すが、その概要は次のとおりである。

① 設計・建設業務

- (ア) 施設の設計（基本設計・実施設計）・建設業務
- (イ) 附帯施設及び外構の設計・建設業務
- (ウ) 工事監理業務
- (エ) 建築確認申請等の各種申請業務及び完成検査、引渡し等関連業務
- (オ) 近隣対応・対策

② 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む。）
- (イ) 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）
- (ウ) 附帯施設保守管理業務（附帯施設の修繕業務を含む。）
- (エ) 外構等保守管理業務（外構の修繕業務を含む。）
- (オ) 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含む。）
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 上記各項目に伴う各種申請等業務

③ 運営業務（学校給食に係る業務）

- (ア) 食材等検収補助業務
- (イ) 調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。）（※1）
- (ウ) 衛生管理業務
- (エ) アレルギー対応食調理業務
- (オ) 配送・回送業務（事業者の調達した配送車により、市の指定する学校等に対する米飯（※2）、及び一部パンの配送を含む）
- (カ) 食器具等の洗浄・保管業務
- (キ) 廃棄物等処理業務

(ク) 給食配送車及び運営備品調達・維持管理、更新業務

(ケ) 開業準備業務

(コ) 広報補助業務(見学者対応を含む。)

(サ) 上記各項目に伴う各種申請等業務

※1 本施設において「米飯」を実施する場合には、「米飯」を含む。

※2 本施設において「米飯」を実施しない場合には、「米飯」調達は、市の業務範囲であるが、その場合の米飯の配送は、本事業の運営業務を含む。

④ 市への施設の所有権の移転に係る一切の業務

(8) 市が行う業務

本事業において、市が実施する主な業務は次のとおりである。

(ア) 献立作成業務

(イ) 食材等調達・配送業務(米飯(※3)・パン・牛乳の調達及び一部配送を含む。)

(ウ) 食材等検収業務

(エ) 食数調整

(オ) 食材費の支払業務

(カ) 給食費の徴収管理

(キ) 配膳業務(学校等で実施。)

(ク) 広報業務(見学者対応を含む。)

※3 本施設において「米飯」を実施する場合には、「米飯」の調達は含まない。

(9) 市の支払いに関する事項

① 市の支払い

市は、本事業において事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービス対価を施設の供用開始から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。サービス対価は、事業者が実施する設計業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務の対価からなる。

② 本施設の設計及び建設の対価

(ア) 市は、本施設の建設に係る補助金及び地方債が市に交付される場合には、事業者に対して、あらかじめ定める額を建設一時金として支払う。

(イ) 市は、維持管理及び運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本施設の設計及び建設に係る初期投資に相当する金額から上記の建設一時金を控除した額を、サービス対価として割賦方式により支払う。

③ 維持管理及び運営の対価

(ア) 市は、維持管理及び運営期間中、本施設の維持管理及び運営に係る対価を、サービス対価として、物価変動を勘案して定める額を事業者を支払う。サービス対価は、物価変動に基づき、改定する。

(10) 事業期間終了時の措置

事業者は、本施設を、適切な保守点検、維持管理を行い、要求性能が維持された状態で引き渡すこと。

(11) 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適

用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

(12) 財政上及び金融上の支援

① 交付金、補助金及び地方債

市は、本事業において「安全・安心な学校づくり交付金」、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」及び「合併特例債」を充当することを前提としているため、事業者は、補助金及び地方債の申請に必要な書類等の作成及び支援等を行うこと。

② その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、交付金、補助金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう協力する。なお、市は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

(13) 市による事業の実施状況及び要求水準のモニタリング

モニタリングの詳細については事業契約書（案）で記述するが、概略は以下のとおりである。

① モニタリングの目的

市が本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書にて提示される市の要求水準を達成しているか否かを確認するためにモニタリングを行う。

② モニタリングの時期

事業のモニタリングは、設計、工事施工、工事完成及び維持管理・運営時の各段階において実施する。

③ モニタリングの方法

モニタリングの方法については、市が提示する方法に従って市が実施する。事業者は市により要求される資料等を提出することとする。

④ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、市から事業者に対して支払われるサービス対価の算定及び支払時期の基準となり、要求水準書に提示される市の要求水準を一定以上下回る場合には、支払いの延期や減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。

(14) その他

市は、本事業を実施するための用地の確保と周辺住民等の合意を得るものとする。

なお、施設建設、維持管理及び運営に伴う手続きに関する住民等の合意については、事業者自らが得ることとし、市はこれに協力するものとする。

3 応募に関する条件等

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ① 応募者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）、及び運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、応募者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。また、必要に応じて構成員に上記業務以外を行う者（以下「その他企業」という。）を含むことができる。

なお、本事業は市が行う初の P F I 事業であり、地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、市内に本店又は主たる営業所を有している企業の積極的な参画や地域住民の雇用促進について期待をしているところである。

したがって、優先交渉権者の選定に当たっては、これら地域経済の活性化への寄与等に関する提案について、特に評価を行う予定としている。

- ② 応募者の構成員は以下の定義により分類される。

代表企業：「特別目的会社」（Special Purpose Company、以下「S P C」といい、S P Cが本書にいう「事業者」となる。）から直接業務の受託・請負をし、かつ S P Cに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者

構成企業：S P Cから直接業務の受託・請負をし、かつ S P Cに出資する企業

協力企業：S P Cから直接業務の受託・請負をし、かつ S P Cに出資しない企業

- ③ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認める。
- ④ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- ⑤ 優先交渉権者は、市との事業契約の調印（仮契約）までに、市内に S P Cを設立する。S P Cは、会社法（平成17 年法律第86 号）の定める株式会社として市内に設立するものとする。
- ⑥ 建設企業は、S P Cから請け負った建設業務の一部について、第三者に委任、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委任又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- ① 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ② 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

③ 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。

なお、複数の者で実施する場合は、(ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、(イ) から (ウ) の要件すべてを満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和25 年法律第202 号）第23 条第1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要項の規定により、平成21・22 年度の競争入札参加資格を認められている（以下「有資格業者」という。）こと。

(ウ) H A C C P 対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。

※ 工事監理は、設計企業が実施すること。ただし、設計企業と建設企業が同一の場合は、当該設計企業以外の工事監理を実施する者を、市の承諾を受けて別に定めること。なお、その場合の資格要件は、設計に当たる者と同じとする。

④ 建設企業は、(ア) 単独企業又は(イ) 特定建設工事共同企業体（以下「J V」という。）とし、それぞれ次の要件を満たしていること。

(ア) 単独企業

次の全ての要件を満たしていること。

- ・有資格業者であって、建設業法（昭和24 年法律第100 号）第3 条第1 項第2 号の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- ・大洲市内に本店又は主たる営業所を有する者（以下「市内建設業者」という。）であること。

(イ) J V

次の a の要件を満たすこと。また、J Vの代表者である代表構成員は、次の b から g の要件をすべて満たし、その他の構成員は、次の b から d の要件をすべて満たしていること。

- a J Vの結成に当たっては、有資格業者であり、同一業種（建築一式工事）の場合は甲型 J V（以下「共同施工方式」という。）又は異なる業種の場合は乙型 J V（以下「分担施工方式」という。）のいずれかによるものとし、共同施工方式による J Vを結成する場合には、次の要件をすべて満たしていること。なお、分担施工方式による場合には、次の要件をすべて満たしていることとし、各構成員の分担工事額については応募者の提案によるものとする。
- ・ J Vには、市内建設業者を構成員として1 者以上含むこと。
 - ・ J Vの代表構成員は出資比率が構成員中最大である者であって、単独の企業であること。
 - ・ J Vの構成員数は2 者又は3 者であること。
 - ・ 1 構成員当たりの出資比率は、構成員数が2 者の場合は30%以上、3 者の場合は20%以上であること。
 - ・ 構成企業毎に建設業法第26 条第2 項の規定による監理技術者（以下「監理技術者」という。）を専任かつ常駐で配置し、代表企業の監理技術者が統括監理技術者として市との窓口役となるとともに、その他の構成企業の監理技術者を統括すること。

- b 構成企業は、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」の有資格業者のうち、当該構成企業が実施する工事に対応した工種（以下「対象工種」という。）であること。
 - c 「電気工事」、「管工事」の有資格業者のうち、市内建設業者にあつては、平成22年度大洲市建設工事等発注標準の対象工種の格付等級がA又はBランクであること。
 - d cに掲げる者以外の者にあつては、建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、対象工種に該当する種類（「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」）について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
 - e 「建築一式工事」について、特定建設業の許可を受けており、かつ、市内建設業者以外の者にあつては、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が公告の日から起算して過去1年7か月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。）の結果通知書の建設工事の内「建築一式」の総合評定値が1,000点以上を有する者であること。
 - f 参加資格要件工事の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去10年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。
 - g 次の要件をすべて満たす監理技術者を専任かつ常駐で配置できること。
 - ・一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。
 - ・建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第4項に規定する管理技術者講習修了証を有している者で、募集要項で規定する資格審査の提出（以下「参加資格確認申請書」という。）書類の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ⑤ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。
- (ア) 有資格業者であること。
- ⑥ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。
- (ア) HACCP対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。
 - (イ) 学校給食施設における運営能力及び調理業務実績もしくは、集団調理施設における運営能力及び調理業務を有していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者
- ② 設計企業及び建設企業は、参加資格確認申請書の提出日において国・愛媛県・市の指名停止措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をして

いる者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）

- ④ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- ⑤ 法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者
- ⑥ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社
本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。
 - ・株式会社エイト日本技術開発（岡山県岡山市北区津島京町三丁目1-21）
 - ・東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）（東京都千代田区永田町2-13-10プルデンシャルタワー11F）なお、「関連会社」とは、次の者を言う。
 - ・アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - ・アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - ・代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者
- ⑦ 市が本事業のために設置する大洲市学校給食センター整備運営事業PFI事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者、「人事面において関連がある者」とは、当該企業又は法人の代表権を有する役員である者及びその者が属する企業又は法人をいう。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加資格確認申請書の受付日とする。ただし、参加資格確認後、優先交渉権者の決定までの期間に、応募者が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

なお、優先交渉権者の決定以降、契約締結までの期間に、優先交渉権者の構成員が応募者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

(5) 応募に関する留意事項

① 提案内容変更の禁止

提出された資料の内容を変更することはできない。

② 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- (ア) 提出された資料に虚偽の記載をした場合。
- (イ) 受付期間を過ぎて資料が提出された場合。
- (ウ) 応募企業あるいは代表企業以外の者が行った応募。
- (エ) 記名押印のない提出書類による応募、又は、必要な記載事項を明示しないで提出

された書類による応募。

(ウ) 誤字又は脱字により意思表示が不明確な状態で資料が提出された場合。

(カ) 本事業の応募に対し、一の応募者により複数の提案がなされた応募。又は、同一事項に関し、複数の提案がなされた応募。

(キ) その他、応募に関する条件に違反した応募。

③ 提出書類の取扱い

提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

④ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

⑤ 著作権

応募者から提出された、提案書審査に関する提出書類（以下「提案書類」という。）の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された応募者の提案書類の一部又は全部を無償で使用でき、また、優先交渉権者選定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の提案書類の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた提案書類は一切返却しない。

⑥ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととする。

⑦ 使用言語及び単位

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用すること。

⑧ 市からの提供資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

⑨ 応募にあたって必要な事項

募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

(6) 事業限度額

4,001,756千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、上記事業限度額は、本施設において米飯を実施する場合を想定しており、事業期間にわたって市がSPCに支払う本施設の設計・建設業務の対価及び維持管理・運営業務の対価を単純に合計した金額（総額）である。

また、上記事業限度額が、本施設における米飯の実施の有無を提案することを制限するものではない。

4 事業者の選定

4-1 審査及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定方法

本事業は、設計・建設段階及び維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。

そのため事業者の選定に当たっては、事業者が募集要項に規定する応募に足る資格を有しており、かつ事業者の提案内容が、市が要求する施設の設計・建設業務、維持管理業務及び運営業務（学校給食に係る業務）等に関する要求水準を満足することを前提として、公募型プロポーザル方式に基づき、総合評価を行い、事業者を選定する。

(2) 審査委員会の設置

事業者の選定については、学識経験者等から構成する審査委員会を設置する。

審査委員会は、提案内容審査における評価基準に関する検討を行うほか、募集要項等の事業者選定に関する書類の審査を行い、事業者の選定において審査を行う。

審査に当たる委員は、平成22年12月8日までに公表する。

(3) 事業者の選定

市は、審査委員会における審査結果を踏まえ、事業者を選定する。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、市は、次点交渉権者と協議を行う。

(4) 審査の方法

事業者の選定は、下記に示した項目ごとに審査委員会が審査し、評価する。資格審査と提案書審査における審査対象は、以下のとおりである。

① 資格審査

市は、提出された参加資格確認申請書により、応募者等の参加資格に関して示した項目について審査するとともに、本事業を継続的かつ安定的に遂行しうる能力の有無を審査する。

② 提案書審査

資格審査を通過した応募企業又は応募グループより提出された提案書類に掲載された下記の項目について審査する。

(ア) 事業に対する体制等に関する提案書審査

事業に対する体制等に関する提案書、本事業を確実かつ効果的に実施できる適切な業務執行体制や地域社会との連携方策、地産地消の推進方策について審査する。

(イ) 設計業務に関する提案書審査

設計業務に関する提案書、図面類などに関する応募者の提案書を審査する。

(ウ) 建設業務に関する提案書審査

建設業務に関する提案書を審査する。

(エ) 維持管理業務に関する提案書審査

維持管理等業務に関する提案書を審査する。

(オ) 運営業務提案に関する提案書審査

運営業務に関する提案書を審査する。

(カ) 事業計画に関する提案書審査

設計業務、建設業務、維持管理等業務及び運營業務を遂行するための事業計画及び事業収支計画の現実性、安定性について審査する。

(キ) サービス対価に関する提案書審査

上記(ア)から(カ)で提案した事項に基づき算定された、本事業の初期投資費、維持管理費及び運営費をもとに、全事業期間にわたる市の財政負担総額を審査する。

(ク) 総合評価

上記(ア)から(キ)の項目に関する審査結果を総合的に評価する。なお、上記の審査に関わる具体的な評価基準については、事業者選定基準において示す。

4-2 契約に関する事項

(1) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者選定後、優先交渉権者と本事業に関する基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立等

優先交渉権者は、基本協定に定める日までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を大洲市内に設立すること。

なお、応募企業又は応募グループの構成員は、SPCに対して必ず出資するものとし、その出資比率は全体の50パーセントを超えるものとする。応募グループの代表者の出資比率は、出資者中最大となること。

なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

(3) 事業契約（仮契約）の締結

市とSPCは、事業契約書（案）に基づき、事業契約（仮契約）を締結する。

なお、事業契約（仮契約）の締結に当たっては、選定された事業者よりも、他の競争参加者が有利な条件や価格を提示することが明らかに可能となる変更は行わないことを条件として、必要に応じ市と事業者間の認識の明確化を図るため、事業契約書（案）の内容を変更することもあり得る。

(4) 事業契約の市議会における議決（効力の発生）

本事業は、PFI法第9条の規定により市議会に付し、議決がなされたときに本契約として効力が生じるものとする。

5 募集及び選定スケジュール

5-1 募集及び選定スケジュール

募集及び選定のスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

表-2 事業募集及び選定のスケジュール（予定）

日程（予定）	内 容
平成22年11月 17日（水）	募集公告及び募集要項等の公表
平成22年11月 24日（水）	募集要項等に関する説明会
平成22年11月 30日（火）	募集要項等に関する質問受付
平成22年12月 8日（水）	募集要項等に関する質問に対する回答公表
平成22年12月 15日（水）	参加資格確認申請書の受付
平成22年12月 22日（水）	資格審査結果の通知
平成23年 1月 21日（金）	提案に関する応募者との対話
平成23年 2月 14日（月）	提案書類の受付
平成23年 3月 中旬	提案書類に関するヒアリング
平成23年 4月 上旬	優先交渉権者の決定及び公表
平成23年 4月 下旬	優先交渉権者との基本協定締結
平成23年 5月 下旬	事業契約（仮契約）の締結
平成23年 6月 下旬	市議会における議決（効力の発生）

5-2 応募手続き等

(1) 募集要項等に関する説明会及び現場見学会

民間事業者には本事業への参加を求めるため、募集要項等に関する説明会を開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関し、説明を行うとともに、配送先学校等見学会を開催する。説明会等の日時、開催場所等については以下のとおりである。

なお、説明会場では、資料を配付しないので、各自募集要項等を持参すること。

① 募集要項等に関する説明会

開催日時：平成22年11月24日（水）午後2時～

開催場所：大洲市民会館2階中ホール

② 配送先学校等の見学会

集合日時：平成22年11月24日（水）募集要項等に関する説明会終了後

見学対象：大洲幼稚園、大洲小学校、大洲南中学校

③ 募集要項等に関する説明会及び配送先学校等の見学会の申込先・問合せ先

申込方法：平成22年11月22日（月）午後5時までに、（様式1）募集要項等説明会及び現場見学会申込書に記入の上FAX・郵送・持参・E-mailのいずれかの方法により提出すること。

申 込 先：大洲市教育委員会教育総務課 学校給食センター建設担当
〒795-0012 愛媛県大洲市大洲891番地1

電話 0893-24-1729 F A X 0893-23-5484

E-mail new-school-lunch-center@city.ozu.ehime.jp

※申込状況によっては、1社当たりの人数を制限することがある。

(2) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等に関する質問は、次のとおり提出すること。

提出日時：平成22年11月18日（木）午前9時～平成22年11月30日（火）午後5時

提出方法：（様式2）募集要項等に関する質問書に記入の上、添付ファイルにてE-mailにより提出すること。

E-mail **new-school-lunch-center@city.ozu.ehime.jp**

(3) 募集要項等に関する質問に対する回答公表

募集要項等に関する質問等に対する回答は、平成22年12月8日（水）までに、大洲市ホームページで公表する。

大洲市ホームページ <http://www.city.ozu.ehime.jp/>

(4) 参加資格確認申請書の受付

本事業への応募を希望する者は、参加資格確認申請書を次により提出すること。

提出日時：平成22年12月9日（木）午前9時～平成22年12月15日（水）午後5時

※郵送による場合も同じ日時必着とすること。

提出先：大洲市教育委員会教育総務課 学校給食センター建設担当

〒795-0012 愛媛県大洲市大洲891番地1

電話 0893-24-1729 F A X 0893-23-5484

提出方法：参加資格確認申請書は、持参又は郵送にて提出すること。

(5) 資格審査結果の通知

資格審査結果は、応募企業又は応募グループの代表企業に対して、書面により平成22年12月22日（水）に郵便で発送する。

(6) 応募の辞退

参加資格確認申請書を提出した後、応募を辞退する際には、（様式4）辞退届を提出すること。

提出日時：平成23年1月31日（月）午後5時

※郵送による場合も同じ日時必着とすること。

提出先：大洲市教育委員会教育総務課 学校給食センター建設担当

〒795-0012 愛媛県大洲市大洲891番地1

電話 0893-24-1729 F A X 0893-23-5484

提出方法：辞退届は、持参又は郵送にて提出すること。

(7) 提案に関する応募者との対話

本事業において、応募者が求められている提案は、施設の設計・建設、維持管理及び運営と幅広く、これらの提案に要する応募者の労力及びコストは多大なものであると認識している。また、本事業を円滑に進めるためには、予め明確にしておくべき事項も多いと認識している。そこで、市は「提案に関する対話」を応募者で行い、双方が事業の要件等についての理解を共有することで、より充実した提案の実現を目指している。

実施スケジュールは次のとおり予定している。対話の詳細（時間・場所等）について

は、資格審査通過者に対し、別途、連絡する。

実施予定期日：平成23年1月21日（金）

なお、対話は提案審査に影響を与えるものではないが、対話の内容は書面にて記録を行い、募集要項等の一部を構成し、同等の効力を有するものとする。

(8) 提案書類の受付

資格審査に合格し、提案書審査に参加する者は、提案書類を次により提出すること。

提出日時：平成23年2月10日（木）午前9時～平成23年2月14日（月）午後5時

※郵送による場合も同じ日時必着とすること。

提出先：大洲市教育委員会教育総務課 学校給食センター建設担当

〒795-0012 愛媛県大洲市大洲891番地1

電話 0893-24-1729 F A X 0893-23-5484

提出方法：持参又は郵送にて提出すること。

(9) 提案書類に関するヒアリング

提案書類提出者に対し、提案書類に関するヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細（時間・場所等）については、提案書類提出者に対し、別途、連絡する。

実施予定期日：平成23年3月中旬

(10) 優先交渉権者の選定及び公表

① 選定結果の公表

優先交渉権者の選定を行った場合、その結果を、応募企業又は応募グループの代表企業に対して、書面により平成23年4月上旬に郵便で発送する予定であり、大洲市ホームページで公表する予定である。

大洲市ホームページ <http://www.city.ozu.ehime.jp/>

② 優先交渉権者を選定しない場合

事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に、応募者がいない、あるいは、いずれの応募者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、優先交渉権者を選定せず、再度公募の手続きをとることとし、この旨を速やかに大洲市ホームページで公表する予定である。

6 提出書類

6-1 資格審査の提出書類

以下の書類を参加資格確認申請書として、提出すること。

(1) 参加資格確認申請書

- (様式3-1) 参加資格確認申請書 (表紙)
- (様式3-2) 参加資格確認申請書兼誓約書
- (様式3-3) 「構成員等の制限」に係る確認書
- (様式3-4) 参加グループの構成企業連絡先一覧
- (様式3-5) 設計企業に関する資格
- (様式3-6) 建設企業に関する資格
- (様式3-7) 工事实績調書
- (様式3-8) 工事施工証明書
- (様式3-9) 工事監理企業に関する資格
- (様式3-10) 運営企業に関する資格

なお、参加資格確認申請書には、各様式の内容に応じ、添付資料を求める場合があるため、各様式及び書式に示す注意事項等を参照し、留意すること。

6-2 提案書審査の提出書類

以下の書類を「提案書類」として提出すること。

(1) 事業実施体制等に関する提案書

- (様式5) 提案書類 (表紙)
- (様式6) 事業実施体制等に関する提案書 (表紙)
- (様式7) 本事業実施体制図
- (様式8) 設計業務、建設業務実施体制計画書
- (様式9) 維持管理業務実施体制計画書
- (様式10) 運營業務実施体制計画書
- (様式11-1) 地域社会との連携に関する提案書
- (様式11-2) 地産地消の推進に関する提案書

(2) 設計業務、建設業務に関する提案書

- (様式12) 設計業務、建設業務に関する提案書 (表紙)
- (様式13) 設計の概要
- (様式14) 施設面積表
- (様式15) 外部仕上表
- (様式16) 内部仕上表
- (様式17) 建築設備計画書
- (様式18) 調理設備計画書
- (様式19) 外構等計画書
- (様式20) 安全で衛生的な学校給食の提供に関する提案書
- (様式21) 食に関する開かれた教育の場の提供に関する提案書

- (様式22) 環境負荷低減及び省エネルギーに関する提案書
- (様式23) ライフサイクルコストの低減に関する提案書
- (様式24) 周辺環境に配慮した設計計画に関する提案書
- (様式25) 建設業務に関する提案書
- (様式26) 設計業務及び建設業務に関する工程計画書
- (様式27) 初期投資費見積書

(3) 維持管理業務に関する提案書

- (様式28) 維持管理業務に関する提案書（表紙）
- (様式29) 建築物・附帯施設及び外構等保守管理業務計画書
- (様式30) 建築設備保守管理業務計画書
- (様式31) 調理設備保守管理業務計画書
- (様式32) 清掃・警備業務計画書
- (様式33) 大規模修繕に関する提案書
- (様式34) 維持管理費見積書（1）
- (様式35) 維持管理費見積書（2）

(4) 運營業務に関する提案書

- (様式36) 運營業務に関する提案書（表紙）
- (様式37) 食材等検収補助業務計画書
- (様式38) 調理業務計画書
- (様式39) 衛生管理業務計画書調理業務計画書
- (様式40) アレルギー食対応調理業務計画書
- (様式41) 配送・回収業務計画書
- (様式42) 給食配送車調達及び維持管理、更新業務計画書
- (様式43) 運営備品調達及び修繕、更新業務計画書
- (様式44) 食器等の洗浄・保管業務計画書
- (様式45) 廃棄物等処理業務計画書
- (様式46) 開業準備業務計画書
- (様式47) 広報補助業務計画書
- (様式48) 運営費見積書（1）
- (様式49) 運営費見積書（2）

(5) 事業計画に関する提案書

- (様式50) 事業計画に関する提案書（表紙）
- (様式51) リスク管理に関する提案書
- (様式52) 財政支出見込表
- (様式53) 資金調達計画書（1）
- (様式54) 資金調達計画書（2）
- (様式55) 事業収支計画書
- (様式56) キャッシュフロー計算書
- (様式57) 事業の安定性に関する計画書

(6) サービス対価に関する提案書

(様式58) サービス対価に関する提案書 (表紙)

(様式59) 提案金額

(様式60) 提案金額内訳書

(7) 図面類

(ア) 配置図

(イ) 各階平面図

(ウ) 断面図

(エ) 外観透視図

6-3 提出書類作成要領

提出書類は、下記により作成すること。

(1) 一般的事項

① 使用言語等

本事業において、使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

また、原則として横書きで記述すること。

② 会社名等が分かる表記の禁止（一部）

提案書類のうち、様式12から様式49まで及び図面については、ロゴマークの使用も含めて、応募者名（構成員名、協力会社名等を含む。）がわかる記述を避けること。

③ 提案書類のCD-Rによる追加提出について

提案書類については、文書による提出に加えて、Microsoft Office Word 2003形式（Windows版）又はMicrosoft Office Excel 2003形式（Windows版）、図面類についてはPDF形式に変換し、記録保存したCD-Rを併せて提出すること。

④ 提出書類について

- ・提出書類は、募集要項及び募集要項様式集に準拠し作成するものとし、これらに指定のない参考資料や補足説明資料等の添付は認めない。
- ・製本は、下記の「(3) 提案書類の提出」に準じ、ホッチキス留め又は綴り紐綴じとし、糊付や製本テープは使用しないこと。
また、合紙やインデックス等及び所定の表紙以外に厚表紙やビニール等の添付はしないこと。
- ・各提案書の表紙には図やイラスト等を挿入しないこと。

(2) 参加資格確認申請書

- ・参加資格確認申請書は、募集要項様式集に準拠しA4版縦長とし、ホッチキス留め（左側2箇所）にして提出すること。
- ・参加資格確認申請書は、原本1部、写し1部を提出すること。

(3) 提案書類の提出

- ・提案書類は、募集要項様式集に準拠しA4版縦長及びA3版横長で作成すること。
なお、A3版横長の提案書及び図面類等については、A4サイズに三つ折にして綴ること。

- ・「6-2 提案書審査の提出書類」に示す「(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)」の区分ごとに、募集要項様式集に示す各提案書類所定の表紙を付け、「(1)・(5)・(6)」と「(2)・(3)・(4)」をそれぞれ別冊とし、左側2箇所パンチ穴を開けて、フラットファイル等で綴じて提出すること。
- ・フラットファイルの表紙にはロゴマークの使用も含めて、応募者名（構成員名、協力会社名等を含む。）がわかる記述を避けること。
- ・ホッチキス、天のり、製本テープは使用しないこと。
- ・「(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)」の提案書ごとに、各ページの下中央に通しでページ番号をふること。（表紙及び目次については、ページ番号不要）
- ・(7) 図面類については、下記①から④に従い、提案書類中の「設計業務、建設業務に関する提案書」の末尾に綴じること。
- ・提案書類（図面類を含む。）については、15部を提出すること。

① 配置図

- ・縮尺1/500、A3版1枚
- ・前面道路を含めて敷地全体について作成すること。

② 各階平面図

- ・縮尺1/200、A3版枚数自由
- ・各階ごとに作成すること。

③ 断面図

- ・縮尺1/200、A3版枚数自由
- ・階高、天井高が理解できるものを最低1枚作成すること。

④ 外観透視図

- ・A3版2枚、着色
- ・周辺敷地も含めて施設全体が鳥瞰できる図、及び建物の外観が分かる図を作成すること。

7 その他の事項

(1) 募集に関する問合せ先

本募集要項に関する問合せ先は、次のとおりとする。

大洲市教育委員会教育総務課 学校給食センター建設担当

〒795-0012 愛媛県大洲市大洲891番地1

電話 0893-24-1729 FAX 0893-23-5484

E-mail new-school-lunch-center@city.ozu.ehime.jp

大洲市公式ホームページ <http://www.city.ozu.ehime.jp/>